

集合型講習会開催ガイドライン（新型コロナウイルス感染対策）

1. 趣旨

本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部）において示されている今後の持続的な対策を見据え、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月29日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を参考に、当協会主催の集合型講習会開催において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のための取組みを進めるために定めたものである。

2. 感染防止のための基本的な考え方

基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、そのための留意点は次のとおりである。

- (1) 極力、人との接触の回避、対人距離の確保
- (2) 感染防止のため密にならないよう受講者の適切な誘導
- (3) 発熱（37.5度以上）またはその他の症状（咳、鼻水、倦怠感など）が重篤な体調不良者の受講を制限
- (4) 入口及び会場内の手指の消毒設備の設置
- (5) マスクの着用（事務局、講師及び受講者）
- (6) 会場内の換気
- (7) 会場内の消毒（演台、マイク等）
- (8) 手洗い、咳エチケットの徹底
- (9) その他必要に応じた対応

3. 主催者として講じるべき具体的な対策

(1) 開催前

- ①密とならないように、座学は可能な限り受講者間を空けて設営する。
- ②講習会開始前に会場消毒（演台、机、ドアノブ、マイクなど）を行う。
- ③会場は十分な換気を行う。

(2) 受付時

- ①可能な限り受講者との距離をとり、短時間で行う。
- ②受講者の動線は可能な限り一方向とする。
- ③咳エチケットの協力を依頼する。
- ④受付時に検温並びに体調等の確認を行う。
 - 37.5度以上の受講者は入室させない。
 - 37.5度以上なくても、咳、くしゃみ、咽頭痛、全身痛など感冒様症状あるいは、息苦しさ（呼吸困難）、強い倦怠感のある受講者は入室させない。
 - 同居家族や身近な知人等に新型コロナウイルス感染症者または感染の疑いがある受講者は入室させない。
- ⑤入室前には必ず手洗い、手指消毒を依頼する。

(3) 講義中

- ①事務局、講師、受講者ともにマスクの着用を義務付ける。
- ②会場消毒（演台、机、ドアノブ、マイクなど）は定期的に行う。
- ③実習中は可能な限り距離をとり、講師、指導員からの説明は必要最小限にし、説明事項はメモ書きにするなど伝達方法を工夫する。
- ④トイレ休憩の時間は十分にとる。
- ⑤受講者同士の会話は極力避ける。
- ⑥会場内の飲食は極力避けるが、やむを得ない場合は他の人との会話は避け、向かい合っただけの食事は避ける。

(4) その他

- ①開催前、開催時点で行政等からの指示・要請があった場合は必要な変更を行う。
- ②受講者、講師の特定と入退出時刻を把握する。
- ③開催中に体調不良を申し出た者については、事務局の指示に従う。